

ヤングケアラー等に対する支援の充実を求める意見書

我が国では、近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちに対する課題が指摘され、将来にわたる影響が懸念される。

またこれらの課題は、家庭内のデリケートな問題であることなどから、支援が必要であっても表面化しにくい構造になっているとの指摘があるいっぽう、地方自治体ごとの実態は未だ把握できず、たとえ把握できたとしても活用できる支援策や適切なサービスにつなげる仕組み、体制等、課題も多く、とりわけヤングケアラーに関する社会的認知度の向上が急務となっている。

そこで、政府及び各関係機関に以下のことを要請する。

記

- 1 政府が進める令和4年度からのヤングケアラーに対する支援実現のため、地方自治体における早急な現状把握や関係機関の連携体制の構築等、必要な施策展開を確実に取り組めるよう財政措置を講じること。
- 2 千葉県「中核地域生活支援センター」への相談件数も急増していることから、必要な支援や寄り添いを強化するため、人員体制の拡充及び専門的な研修の実施・継続等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

衆院議長、参院議長、内閣総理大臣、財務省、厚生労働省、文部科学省、内閣官房長官、千葉県知事

2021年12月15日

千葉県流山市議会